

第1回（通算57回目）佐久市都市計画審議会 会議記録（要約）

日 時：令和6年11月20日（水）

14時00分から

場 所：佐久消防署3階 講堂

【審議会】

1 開 会

2 あいさつ

3 委員自己紹介

4 事務局自己紹介

5 会長・会長代理の選出

6 都市計画審議会の概要

7 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 事務報告

①傍聴者報告

②前回（通算56回目）議案の処理状況等報告

(3) 調査審議

佐久都市計画下水道の変更（素案）について

《事業課より説明後、質疑応答》

(委員)

相当前から私も常和地区、アヴェニュー地区を回っている中で2つ課題があると言われていて、そのひとつが合併浄化槽だった。今回こういったことが決まっていくということになれば、住民の皆さん、特にアヴェニュー区の皆さんは新しい方も多いですから、住民福祉の向上に資するものかと思っております。

(委員)

図一3を見ると、④と⑤は新しい地域というのは分かるが、赤く塗られた地域が市内に点々としている。この赤はなんですか。

(事業課)

赤い箇所は、今回区域外での接続を認めている箇所で計画区域に編入する箇所になります。

(委員)

区域外のものを入れるのにこの都市計画審議会を開くのですか。

(事業課)

都市計画審議会に諮って、その後、都市計画事業の手続きを取ることになりますので、

この審議会で諮る必要があるということです。

(委員)

そうすると、①の岩村田地区はどこかに入っているのか。

(事業課)

①の岩村田地区ですが、赤く色が塗られた地区は下水道の地区になっていないのですが、区域外に接続した箇所ということになりまして、今回都市計画審議会で諮った上で計画区域に編入するという形になります。

(委員)

それは分かりました。そうすると、その表はどこに出てくるのか。新旧対照表が10ページにありますが、ここには岩村田という文字が出てきていない。

(事業課)

資料13ページの変更箇所概要の中段あたりに、①の岩村田地区で「既存計画区域に隣接する新設家屋」ということで、この区域を編入するということになります。

(市川委員)

それで29ヘクタールということですか。ここに出ていると。

(事業課)

その通りです。

(委員)

この件と別のお話をさせていただいてもいいですか。佐久市の場合、下水道の普及率がかなり増えているのですが、エリア外で下水道に接続できない地域がかなりあるのですが、そこは地下浸透なり合併浄化槽で処理するような形なのでしょうか。特に合併浄化槽から放流にすると、我々農業の関係なんですけど、土地改良から放流しないでくれとかなり言われる。土地改良の方でかなり強硬に反対していると思う。基本的には放流か地下浸透、地下浸透がいいかどうかかわからないけど、個人的には合併浄化槽でいいと思っている。特に岩村田地区は開発が進んでいるので、そこへは下水道が接続できないということで開発業者から聞いている。そういうところも、下水道の処理能力があればなるべく早めに計画していただいて、接続できた方がいいかなと思っている。合併浄化槽にするのではなく、合併浄化槽でないものを入れたいという思いが皆さん強いので、その辺りは下水道課で考えているのでしょうか。業者とかあちこちからかなりお願いが行っていると思う。

(事業課)

常田、塚原地区においては、近年住宅が新築されておりまして、下水道課においても住宅の状況は把握しております。この地域は農地も多いということで、農地が混在する地域の下水道区域

の設定を、国や県からの指導もありまして、明らかに宅地開発がされるという見込みがある箇所  
で公共下水道への接続が可能な区域については区域拡大の対象とするのですが、それ以外の区域  
については対象としないという県の見解となっております。事業計画においては、一人当たりの  
汚水量を設定いたしまして、管路の施設や処理場の能力計算を行って適正な汚水量を計画するこ  
とが事業計画で求められています。区域全体を下水道区域に、というのは過大な計画になってし  
まうことになり、大変困難な状況であります。

(委員)

国が国と言うが、都市計画そのものは自分のために上げていくものだから、国の規制だから  
できません、という回答を求めているわけではない。市として国に言っていく体制をとっていか  
ないと。今佐久市は浅間地区に集中しちゃっているものを止めるわけにいかないじゃないですか。  
これからまだまだ人口が増えていくじゃないですか。そうしたときに、あの浅間地区の下水をな  
んとか接続するような形で、国に言っていくような。そのための都市計画審議会でもあるじゃな  
いですか。国がこうだからダメ、じゃなくて、地元からの要望があったりして、それを変えてい  
くような体制を取れないものなのではないでしょうか。

(事業課)

おっしゃる通りだと思うので、県や国と協議をしながら検討してまいりたいと思います。

(委員)

地元の人たちが、何とか下水道につなぎたい、という気持ちの方が8割9割いると思う。そう  
いうことを耳にして、県に上げ、国に意見を出すよう市の方で考えていただきたいと思いま  
すので、よろしくをお願いします。

(会長)

担当課は委員からの意見をご検討いただければと思いますのでお願いいたします。

ほかにご質問ありますか。

(委員)

計画書を見ますとアヴェニューの団地がありますが、9ページの計画書を見ますと令和元年に  
全住民から要望書が出されたとなっている。この後、今日の審議会に入るまでにどのような経過  
を経て、要望書からこの形になったのか。審議会に対し、「こういう要望書が出されたがいか  
が。」というような照会はなされたのか。それと、現在アヴェニュー区に対象となる戸数が何  
戸あるか。大型合併浄化槽が満杯だ、という話は聞いていますが。それともう一つ。この合  
併浄化槽が下水道に接続された後、あの大きな合併浄化槽は誰が負担して解体するの  
か。市でやるのか、住民負担で解体するのか。

(事業課)

アヴェニュー区から令和元年6月に要望書が出されてからの経緯ですが、令和元年東日本台  
風災害で下水道管理センターが被災し、下水の流入ができない状態になった。しかし、皆  
さん下水

を使っており汚水は流入してくるのですが、下水道の処理ができなくて緊急的な処理を2年間ほど続けていました。その関係で、要望書は出されたのですが、待っていてもらうよう話をしていた。最終的には3年かかったのですが、3年後に災害から全面復旧しまして、それから下水道の変更について審議会で諮っていくこととなった。台風災害があったので、少し保留をしていた、ということです。災害対応を最優先にさせていただいていたので、審議会へ諮ることも保留とさせていただいていた。

(委員)

そういうことを書いといてももらわないと分からないのでは。

(事業課)

次に、アヴェニュー区ですが、今200区画あるうち169区画460人分を処理しています。下水道に接続した後の浄化槽の解体についてですが、具体的にどのような処理になるか分かりませんが、アヴェニュー区の方で解体等していただく。市の方ではお金は出さない。

(会長)

ほかにご意見ご質問ありますでしょうか。

(事業課)

ひとつよろしいでしょうか。先ほどの浄化槽の関係ですが、佐久市では水洗化を推進する上で、基本的に公共下水道、それから農業集落排水、コミュニティ・プラントといった集約的な排水と合併浄化槽ということで、これまで佐久市の水洗化をやってまいりました。合併浄化槽が悪いということではない、ということ、合併浄化槽も水洗化の方法のひとつということだけご承知いただきたいと思います。

(市川委員)

合併浄化槽の放流先のことで、農業用排水路であれば土地改良が同意しないといけない。それはおかしいじゃないか、ということです。

(事業課)

それは重々承知しておりまして、その問題は別途考えていかないといけない。

(会長)

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではほかにございませぬので、「佐久都市計画下水道の変更(素案)について」は、事務局案に基づき事務手続きを進めていただければと思います。なお、事業所管課には、委員の皆さんからいただいた意見を踏まえまして、検討をお願いします。

(4) その他

8 閉会